

令和8年度京都農林水産総合庁舎
簡易専用水道法定検査及び水質検査業務
仕様書

1. 業務概要

水道法第34条の2第2項で定める簡易専用水道の検査及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号で定める飲料水の水質検査を実施するものとする。

2. 履行場所

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎

3. 履行期限

令和9年3月26日（金）

4. 業務内容

(1) 水道法第34条の2第2項で定める簡易専用水道の検査

- ①水道法施行規則第56条第2項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査を実施すること。
- ②検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。詳細は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」（厚生労働省告示第262号）に基づき実施すること。
- ③検査施設は以下の施設を対象とする。
 - A 高架水槽 (10m³) (本館屋上)
 - B 受水槽 (45m³) (本館地階)
- ④測定は、令和9年2月頃に1回行うものとする。

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号で定める飲料水の水質検査

- ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号に基づき、飲料水の水質検査を実施すること。
- ②京都農林水産総合庁舎の適切な場所にて採水を行うこと。
- ③京都農林水産総合庁舎では水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給している。
- ④検査項目及び検査時期は以下の表のとおり。

| 検査時期 | 令和8年8月頃に1回 令和9年2月頃に1回 | 令和8年8月頃に1回 |
|------|---|---|
| 検査項目 | 一般細菌 大腸菌 鉛及びその化合物 (※) 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜鉛及びその化合物 (※) 鉄及びその化合物 (※) 銅及びその化合物 (※) 塩化物イオン 蒸発残留物 (※) 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) pH 値 味 臭気 色度 濁度 | シアン化物イオン及び塩化シアン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド |
| 備考 | (※) の項目は、令和8年8月頃実施の水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、令和9年2月頃実施の水質検査時に省略可能。 | |

(3) 報告等

- ①各検査終了後4週間以内（又は、令和9年3月26日（金）の先に到達する日まで）に検査結果報告書を提出すること。
- ②関係法令等に基づく測定記録及び諸関係帳簿等を整備し、関係官署への報告にいつでも応じることができるようにしておくこと。

5. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、本工事に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- (1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- (3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- (4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- (5) 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- (6) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

6. 支払い

- (1) 業務代金の支払いは、適法な請求を受けた日から30日以内とする。
- (2) 請負代金の支払は、次の内訳により各官署が受注者へ支払うものとする。

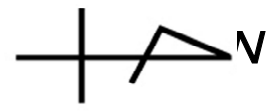
| 官署 近畿農政局 | 官署 近畿中国森林管理局 | 計 |
|-----------------|-----------------|---|
| 契約金額が確定した後記載します | | |

- (3) 上記(1)について支払遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、各官署がその責任を負うものとする。

7. その他

- (1) 受注者は、京都府（京都市）を検査区域とする簡易専用水道検査機関として登録されていること。
- (2) 受水槽等の清掃は、別途業務にて令和8年7月に実施を予定している。
- (3) 本業務は原則として、開庁日の9時00分から17時00分までに行うものとする。ただし、あらかじめ発注者と協議し監督職員が認めた場合においては、その他の日時であっても業務を実施できるものとする。
- (4) 業務上知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の実施にあたり、当該設備及び庁舎等に損傷を与えないよう十分配慮すること。また、実施に伴い損傷等が発生した場合は、補修等必要な措置を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務実施に際し疑義が生じたときは、必要に応じ監督職員と協議し、その指示に従うこと。

京都農林水産総合庁舎



2~4階は省略

